

令和8年10月28日（水） 午前9時から午後5時まで	避難設備・消火器	
令和8年10月29日（木） 午前9時から午後5時まで	避難設備・消火器	

4 受講手続

講習の受講申請については、県の電子申請サービスを用いた申請を行うこと（電子申請受付期間 令和8年7月6日（月）午前8時30分から同年7月17日（金）午後5時までの間）。内容は7月上旬までに県HPに掲載する。

もしくは、受講申請書を令和8年8月20日（木）から同年8月31日（月）のうち、平日午前9時から午後4時30分までの間に、一般財団法人富山県消防設備保守協会（富山市花園町四丁目5番20号）へ提出すること。

5 その他詳細については、一般財団法人富山県消防設備保守協会（電話076-422-1135）又は富山県危機管理局消防課（電話076-444-4589）に問い合わせること。

土地改良区の役員退任

外輪野用水土地改良区の役員であった次の者が令和8年4月3日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年6月5日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
理事	水上 勇次	富山市婦中町外輪野 12498番地
同	奥村 一雄	同 同 同 2960番地
同	高林 毅	同 同 同 6359番地1
同	舟瀬 健信	同 同 同 522番地
同	場家 達郎	同 同 同 288番地
同	谷井 龍夫	同 同 同 7191番地
同	奥村 禎広	同 同 同 5573番地
同	若林 和信	同 同 同 8810番地

同	舟 瀬 和 夫	同	同	同	7871番地
同	中 滝 賢 治	同	同	同	10224番地
同	五十嵐 一 雄	同	同	下瀬	620番地
同	若 瀬 鉄 夫	同	同	三瀬	363番地
同	荻 原 義 夫	同	同	道島	1986番地 1
同	若 松 敏 人	同	同	牛滑	540番地
同	土 林 正 人	同	同	吉谷	599番地
同	菅 田 眞 一	同	山田小島		715番地
監 事	水 和 恒 久	同	婦中町道島		905番地
同	若 林 宣 夫	同	同	外輪野	8194番地
同	平 井 弘	同	同	同	11083番地
同	山 崎 功	同	同	高山	184番地
同	長谷川 正 信	同	山田中村		222番地

土地改良区の役員の就任

外輪野用水土地改良区の役員に次の者が令和8年4月4日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年6月5日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所	
理 事	場 家 茂 夫	富山市婦中町外輪野	188番地
同	坂 口 明	同 同 同	12673番地
同	倉 田 善 正	同 同 同	6339番地
同	山 崎 圭 一	同 同 同	2135番地 5
同	山 崎 健太郎	同 同 同	4612番地
同	荒 木 博 司	同 同 同	11286番地 2
同	奥 村 禎 広	同 同 同	5573番地
同	若 瀬 英 康	同 同 同	8846番地

同	舟 瀬 和 夫	同 同 同	7871番地
同	中 滝 賢 治	同 同 同	10224番地
同	五十嵐 直 行	同 同 下瀬	586番地
同	田 中 正 雄	同 同 高山	186番地
同	山 口 清	同 同 道島	1970番地
同	納 村 美智夫	同 同 東谷	392番地
同	山 藤 勉	同 同 鵜谷	1092番地
同	菅 田 眞 一	同 山田小島	715番地
監 事	若 松 正	同 同 皆杓	82番地
同	若 瀬 幸 夫	同 同 外輪野	945番地 1
同	谷 井 龍 夫	同 同 同	7191番地
同	若 瀬 鉄 夫	同 同 三瀬	363番地
同	長谷川 正 信	同 山田中村	222番地

土地改良区の役員の退任

久婦須川土地改良区の役員であった次の者が令和8年3月31日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年6月5日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所	
理 事	杉 山 俊 彦	富山市八尾町岩屋	39番地
同	奥 井 幸 一	同 同 宮腰	117番地
同	江 尻 幹 生	同 同 小長谷	1520番地
同	松 田 敬	同 同 北谷	195番地
同	森 有 教	同 同 村杉	112番地
同	小 林 國 光	同 同 外堀	415番地
同	清 水 清 隆	同 同 檜尾	38番地

監 事	福 島 雅 弘	同 同	城 生	61番地 2
同	橋 本 秀 延	同 土		167番地
同	小 林 成 吉	同 八尾町井栗谷		829番地
同	平 沢 義 孝	同 下伏		476番地 2

土地改良区の役員の就任

久婦須川土地改良区の役員に次の者が令和8年4月1日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年6月5日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所		
理 事	小 林 國 光	同 八尾町外堀		415番地
同	江 尻 幹 生	同 同 小長谷		1520番地
同	奥 井 幸 一	同 同 宮腰		117番地
同	清 水 清 隆	同 同 檜尾		38番地
同	中 川 博 一	同 同 小長谷新		36番地
同	藤 井 敏 明	同 同 岩屋		921番地
監 事	福 島 雅 弘	同 同 城生		61番地 2
同	橋 本 秀 延	同 土		167番地
同	小 林 成 吉	同 八尾町井栗谷		829番地
同	平 沢 義 孝	同 下伏		476番地 2

土地改良区の役員の退任

西条畑地かんがい土地改良区の役員であった次の者が令和8年4月13日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年6月5日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
理事	中元 猛	氷見市窪 1560番地
同	東海 慎一	同 窪 1572番地
同	吉岡 裕一	同 柳田 701番地
同	松村 博	同 柳田 2739番地
同	村田 良一	同 柳田 2903番地
同	中田 専秀	同 島尾 1346番地
同	東 一夫	同 島尾 1337番地
同	守田 一郎	同 島尾 2012番地
同	向井 義昭	高岡市太田 2819番地
同	石上 孝之	同 太田 132番地
監事	東海 進一	氷見市窪 2102番地 1
同	野畑 護	同 柳田 2424番地
同	濱畑 修	同 柳田 3268番地 4
同	定塚 信敏	同 島尾 2079番地 2

土地改良区の役員の就任

西条畑地かんがい土地改良区の役員に次の者が令和8年4月14日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年6月5日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
理事	東海 慎一	氷見市窪 1572番地
同	東海 進一	同 窪 2102番地 1
同	東海 幸信	同 窪 1476番地
同	吉岡 裕一	同 柳田 701番地

同	松 村 博	同	柳田 2739番地
同	村 田 良 一	同	柳田 2903番地
同	前 田 秀 夫	同	島尾 1322番地
同	守 田 一 郎	同	島尾 2012番地
同	元 平 秀 成	同	島尾 2009番地
同	向 井 義 昭	高岡市太田	2819番地
同	松 林 喜 寛	同 太田	203番地
監 事	吉 田 純 夫	氷見市窪	1409番地
同	屋 鋪 正 一	同 柳田	2883番地
同	濱 畑 修	同 柳田	3268番地 4
同	定 塚 信 敏	同 島尾	2079番地 2

土地改良区の役員の退任

船嶽土地改良区の役員であった次の者が令和8年4月15日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年6月5日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
監 事	柳 瀬 政 之	富山市松野 103番地
同	江 本 正 弘	同 南野田 51番地 1
同	岩 下 雅 宏	同 牛ヶ増 256番地 2 の 1
同	杉 下 喬	同 笹津 231番地

土地改良区の役員の就任

船嶽土地改良区の役員に次の者が令和8年4月16日就任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年6月5日

富山県知事 新 田 八 朗

職名	氏名	住所
監事	江本正弘	同 南野田 51番地1
同	岩下雅宏	同 牛ヶ増 256番地2の1
同	石黒俊夫	同 松野 62番地
同	長谷良樹	同 長附 335番地2

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和8年4月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和8年6月5日

富山県監査委員	奥野詠子
富山県監査委員	井上学
富山県監査委員	田中篤人
富山県監査委員	高橋正樹

1 監査対象箇所

		監査年月日
教育委員会	南砺福野高等学校	令和8年4月24日
同	新川みどり野高等学校	令和8年4月21日
同	ふるさと支援学校	令和8年4月15日
同	となみ総合支援学校	令和8年4月17日
公安委員会	南砺警察署	令和8年4月28日

2 監査対象年度

令和6年度及び令和7年度

3 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認する方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 歳入調定のされていないものがあった。
- イ 現金の払込に遅延しているものがあった。